

令和8年4月20日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

小笠原村長 渋谷 正 昭

原子力発電環境整備機構による文献調査の実施についてのご理解と  
ご協力について（回答）

貴職におかれましては、日頃より村政に対しご理解ご協力をいただきありがとうございます。  
ございます。

さて、今般の申し入れについて回答するにあたり、まず前提として、電気に頼らない社会はあり得ず、原発も現状においては電源として必要であると考えております。また、特定放射性廃棄物の最終処分施設は、国内のどこかに必要であるが、今回の申し入れは、あくまでも文献調査実施の申し入れであり、南鳥島に最終処分施設建設を決めたものではないとの認識であります。

その前提のもと、今回の申し入れに対し、国全体で特定放射性廃棄物の最終処分に関する議論を広げ、深めるためにも、下記のとおり回答いたします。

記

令和8年3月3日に経済産業大臣から小笠原村長に原子力発電環境整備機構による文献調査の実施について申し入れがされたことから、経済産業省（以下、経産省）並びに原子力発電環境整備機構（以下、NUMO）に対して、特定放射性廃棄物の最終処分や文献調査に関する説明会を開催し、村民からの意見を直接、受けとめるよう要請いたしました。

その後、村民説明会における意見や説明会後のアンケートによる意見、また、村議会議員や村民による自主的な意見交換やアンケートの結果、さらには経産省、NUMO及び小笠原村（以下、村）に寄せられた村内外からの意見・要望は、多数かつ多様な内容でありました。

それらについては、経産省、NUMO及び村の三者で共有したところであり、国が「地域任せにすることなく、国の責任で取り組む」という方針であれば、それらを踏まえて国が主体的に、かつ責任をもって判断するべきであるとの考えに至りました。

そこで、文献調査実施の申し入れについては「これまでに出示された様々な意見を尊重したうえで、国が文献調査を実施するか否かを判断するべきである。」と回答いたします。

そして、その結果、国が「文献調査を実施する。」という判断をするのであれば、村としては、その判断を受け入れますが、その一方で、これまで出された意見を総括し、村から5点の要請事項・意見を添えますので、その実施を徹底されますようお願いいたします。

#### 小笠原村からの要請事項等

- 1 現段階では国際的に地層処分が唯一の放射性廃棄物の処分方法で、日本における最終処分地の選定が急がれていることは理解できるが、どこに選定されるにしろ数十年単位の長期間を要する事業である。  
そこで、引き続きエネルギー政策について検討を行い、放射性廃棄物の新たな処理方法や発生抑制の技術開発などについても積極的に取り組むことを要請する。
- 2 今回の経済産業省からの申し入れ対象は、南鳥島を行政区域とする小笠原村のみであったが、小笠原村以外の自治体にも申し入れが行われるべきである。そのため、今後、南鳥島において文献調査が実施されたとしても、国から他の自治体へ文献調査実施の申し入れがされるまでは、小笠原村からは、次の段階についての意見表明をしない。
- 3 村民に対する理解活動や意見交換の場は、引き続き実施し、令和8年3月の村民説明会に参加できなかった村民への説明の機会を設けるとともに、これまで出された意見や質疑を基に、専門性やテーマに分けた説明・議論の場を設けることを要請する。なお、その場合、知見や技術的な不安の声が多く上がったことから、第三者としての地層地質の専門家、地層処分試験施設建設に携わる技術者及び船舶運航に関わる専門家並びに南鳥島の自然環境に詳しい専門家を招聘するなど、村民の理解と議論を深めるよう要請する。
- 4 風評被害を懸念する意見が多くみられたことから、村民が住み、産業の基盤であり、また世界自然遺産地域である聳島列島から硫黄列島に至る小笠原諸島と、今回の対象である南鳥島は、本土よりも遠い約1200km離れた位置にあることや、世界自然遺産地域には含まれていないことなどを、経済産業省やNUMOにおいても広く内外に知らしめて、風評被害が起きることの無いよう努力することを要請する。
- 5 文献調査が行われたとしても、それをもって、南鳥島に地層処分施設を建設すると決めたわけではないと確約することを要請する。